平成２６年（フ）第３８６号
広島市安佐南区大町東１丁目17番20―12―103号　ハイツ西本Ｂ棟
債務者　福山　　博
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８７号
広島市安佐南区大町東１丁目17番20―12―103号　ハイツ西本Ｂ棟
債務者　福山　藤子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８８号
広島市安佐南区大町東１丁目17番20―12―103号　ハイツ西本Ｂ棟
債務者　福山　　実
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８９号
広島市中区西白島町27番１―1216号
債務者　石田　美樹
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４２号
広島市西区己斐本町３丁目９番３―703号
債務者　小田　理沙
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５８号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目10番19号
債務者　片平　孝子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６９号
広島市安佐南区川内２丁目28番２―５号
債務者　有住　堯子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
福岡県直方市大字上頓野4599番地１　直方リハビリセンター、前住所北九州市八幡西区香月中央５丁目７番12号
債務者　坂栗　義裕
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２９号
福岡県直方市大字中泉1285番地１　市住1214号
債務者　山田　敏和
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第３８号
福岡県宮若市長井鶴885番地１、前住所福岡県宮若市磯光1297番地24
債務者　藤野美津子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１４号
福岡県大川市大字津480番地古賀アパート２号
債務者　津村　　雪
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
長崎県島原市新山１丁目8710番地３、前住所大阪府富田林市昭和町２丁目２番９―207号
債務者　永田　詩織（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
北海道余市郡余市町栄町417番地24　コーポ秋桜202号室、前住所北海道余市郡余市町栄町443番地６　ロジェ443パートⅡ105
債務者　大胡　弘行
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５４号
宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字湯野上36番地
債務者　高橋美智江
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字中野91番地17
債務者　高橋　年子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１８９号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅１棟409号
債務者　伊藤由紀子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４４号
長野県飯田市鼎切石5119番地61　市営住宅403号
債務者　大屋敷治恵
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　長野地方裁判所飯田支部